

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|--|--|
| 番号 種別 | |
| <p>〔第1診察料〕</p> <p>1 初診</p> <p>2 再診</p> <p>3 往診</p> <p>20キロメートル以内の場合</p> <p>20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合</p> <p>40キロメートルを超える場合</p> | <p>1 以下のいずれかに該当することで中止の転帰をとった場合、その後の当該病傷についての第1診には「初診」を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病傷経過中に共済掛金期間が終了したこと ・病傷経過中に包括共済家畜区分を変更し、又は、包括共済関係に付されていた家畜が個別共済関係に付され、若しくは、個別共済関係に付されていた家畜が包括共済関係に付されたこと <p>2 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査を含む。</p> <p>3 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「初診」を適用しない。</p> <p>1 薬治の医薬品を使用している期間中は、「再診」を適用しない。</p> <p>2 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査を含む。</p> <p>1 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「往診」を適用しない。</p> <p>2 立会診又は検案のため往診した場合は、「往診」を適用する。</p> <p>3 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変、あるいは当該医薬品の薬効外の病傷が発生しているためにやむを得ず往診したとき以外は「往診」を適用しない。</p> <p>4 患畜を集めて診療を行ったときは、往診1回とし、最初の1頭について往診があったものとみなす。</p> <p>5 出張診療を行っている場合は、その往診距離はその出張所を起点として計算する。</p> <p>6 車馬若しくは船舶を利用した区間がある場合又は有料道路を利用した区間がある場合においても、これらに要した料金については増点することはできない。</p> <p>7 往診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の往診とする。</p> <p>8 求診が昼間行われ、正当な理由なしに往診を夜間又は深夜に行った場合は、夜間又は深夜の割増しは行わない。</p> <p>9 暴風時とは暴風警報発令中を、暴風雪時とは、暴風雪警報発令中をいう。</p> <p>10 積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは、患畜の所在地が積雪地域内にある場合に行い、その往診距離は診療施設を起点として計算する。</p> <p>11 遠隔診と往診を同日中に行った場合、遠隔診又は往診のいずれか1回の適用とする。ただし、病状が急変あるいは診療継続中の病傷以外の病傷が発生しているためにやむを得ず遠隔診又は往診した場合はこの限りでない。</p> |

| 家畜共済診療点数表 | |
|-----------|---|
| 番号 種別 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
| 4 立会診 | <ol style="list-style-type: none"> 1 Aなる主治医にBが立会った場合、Bについては「往診」及び「立会診」を適用し、その往診料及び立会診料はAから請求する。 2 「立会診」を適用するのは、それが必要と認められた場合に限る。 3 立会診の場合に検査、注射、処置又は手術を共同して行っても、重複して適用することはできない。 |
| 5 遠隔診 | <ol style="list-style-type: none"> 1 診断の結果、診療が給付外であることが明らかになったときは、「遠隔診」を適用しない。 2 「遠隔診」と同時に「往診」又は「立会診」を適用することはできない。 3 遠隔診と往診を同日中に行った場合、遠隔診又は往診のいずれか1回の適用とし、遠隔診を同日中に複数回行った場合、遠隔診1回の適用とする。ただし、病状が急変あるいは診療継続中の病傷以外の病傷が発生しているためにやむを得ず遠隔診又は往診した場合はこの限りでない。 4 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変あるいは当該医薬品の薬効外の病傷が発生しているためにやむを得ず遠隔診したとき以外は「遠隔診」を適用しない。 5 患者を集めて診療を行ったときは、遠隔診1回とし、最初の1頭について遠隔診があったものとみなす。 6 遠隔診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の遠隔診とする。 7 求診が昼間行われ、正当な理由なしに遠隔診を夜間又は深夜に行った場合は、夜間又は深夜の割増しは行わない。 |
| 〔第2薬治料〕 | |
| 6 薬治 | <ol style="list-style-type: none"> 1 診察を行った家畜に対する医薬品の使用法を畜主に指示（特に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条の4の規定に基づき使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品の場合は、用法用量の遵守及び使用禁止期間に使用してはならないことについて必ず指示）をして交付又は当該医薬品を畜主が購入した場合に適用する。 2 薬瓶、軟膏かん等の容器代（薬袋及び薬包紙を除く。）は畜主の負担とする。 3 畜主が医薬品を持ち帰る途中、又は自宅等において滅失したため再交付した場合は、畜主の負担とする。 4 薬治は2日分を標準とするが、診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分を標準とする。ただし、医薬品医療機器等法第14条（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき承認された用法用量による投与が3日分を超える内用薬の薬治については、当該投与期間を標準とし、当該投与期間が14日を超える内用薬の薬治については、14日分を限度とする。 5 同一内容のものを連日交付しても2日分（診療の際、薬剤を投与しない場合は3日分）を標準に、1回の点数を適用する。ただし、医薬品医療機器等法第14条（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき承認された用法用量による投与が3日分を超える内用薬の場合は、当該投与期間を標準に、1回の点数を適用する。 6 同時に異なる薬効を目的とした2種以上の医薬品を交付した場合でも、1回の点数を適用する。 7 「薬治」と同時に処方箋を交付した場合は、「薬治」のみ適用する。 <p style="text-align: center;">注射薬をシリンジに入れて畜主に交付した場合にも、この点数を適用する。</p> <p>調剤を必要とするもの 調剤を必要としないもの</p> |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|---|--|
| 番号 種別 | |
| <p>〔第3 文書料〕</p> <p>7 診 断 書</p> <p>8 検 案 書</p> | <p>1 処方箋又はと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項に規定する死亡診断書若しくは死体検案書の文書料は、診断書又は検案書とは別個にこれと同点数を適用する。</p> <p>2 死亡又は廃用事故の診断書及び認定書には適用しない。</p> |
| <p>〔第4 検査料〕</p> | <p>1 病傷の診療のため必要があると認められる場合にのみ適用する。</p> <p>2 健康検査又は損害防止のために行った場合には適用しない。</p> <p>3 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、診断に伴う検査料には適用しない。</p> <p>4 馬伝染性貧血、ブルセラ症等治療効果を望めない疾病であることが明らかとなったときは、その後の検査には適用しない。</p> <p>5 研究の目的をもって行った検査には適用しない。</p> <p>6 同一検査時において同一の種別（種別欄に区分が設けられている場合は同一の区分）に含まれる検査を2種以上行った場合でも、特に規定のあるものを除き1回の点数を適用する。</p> |
| <p>検 体 採 取</p> <p>9 採 血</p> <p>10 カテーテル採尿</p> <p>雌</p> <p>雄</p> | <p>1 診療時に2回以上採血を行った場合でも、1回に限りこの点数を適用する。</p> <p>1 診療時に2回以上カテーテル採尿を行った場合でも、1回に限りこの点数を適用する。</p> |
| <p>検 体 検 査</p> <p>11 血液一般検査</p> <p>12 血液顕微鏡的検査</p> <p>13 血液生化学的検査</p> <p>(1) 総蛋白質量</p> <p>アルブミン</p> <p>Z T T</p> <p>血中尿素窒素（B U N）</p> <p>C R E</p> <p>血糖</p> | <p>1 血球数自動計数装置により、ヘマトクリット値、血色素量を測定した場合にも、この点数を適用する。</p> <p>2 備考の2及び3は、血球数自動計数装置による測定を行った場合には適用しない。</p> <p>血清膠質反応を行った場合にも、この点数を適用する。</p> |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|---|---------------------------------|
| 番号 種別 | |
| 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ-G T P L D H C K A L P ビリルビン 血色素量 血清アミロイドA | イオン化カルシウムの検査を行った場合にも、この点数を適用する。 |
| (2) 血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸性 ^{たん} 糖蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロロンビン時間 部分 ^{たん} トロンボプラスチン時間 | |
| (3) フィブリン分解産物 (F D P) アポリ ^{たん} ボ蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレニウム L D H アイソエンザイム | |

| 家畜共済診療点数表 | | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|-----------|--|---|
| 番号 | 種別 | |
| | グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン B S P 試験 (4) ビタミンA ビタミンE βカロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン | |
| 14 | 血清学的検査 E L I S A 検査 その他の血清学的検査 | |
| 15 | 胃内容液検査 | 1 官能検査のみを行った場合は、適用しない。 2 ミクロフローラの検査は、活力、種類、数の検査とする。 |
| 16 | 糞便検査 | 簡易診断試薬、試験紙等による糞便検査にもこの点数を適用する。 |
| 17 | 尿検査 | 1 簡易診断試薬、試験紙等による尿検査にもこの点数を適用する。 2 導尿によって尿を採取したときは、「導尿」を併せて適用する。 3 尿沈渣の検査以外の尿の検査で顕微鏡的検査を行った場合にも、「尿沈渣の検査」を適用する。 |
| 18 | 子宮頸管 ^{けい} 粘液検査 | 授精及び妊娠鑑定のために行った場合には、適用しない。 |
| 19 | 乳汁簡易検査 | 黒布法及びストリップ・カップ法による乳汁検査には適用しない。 |
| 20 | 乳汁ケトン体検査 | |
| 21 | 乳汁顕微鏡的検査 | |
| 22 | 乳汁理化学的検査 | 血液を検体として P A G s 検査を実施した場合にも、この点数を適用する。 |
| 23 | 微生物簡易検査 | 1 無染色、単染色（メチレンブルー、フクシン、パイファゲンチアナ紫等）、複染色（グラム染色）による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物特殊検査を行った場合は、「微生物特殊検査」を適用する。 |
| 24 | 微生物特殊検査 | 1 芽胞染色、荚膜 ^{きょう} 染色、鞭毛 ^{べん} 染色、抗酸性染色による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物簡易検査を行った場合でも、「微生物特殊検査」を適用する。 |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|------------------------|---|
| 番号 種別 | |
| 25 細菌培養検査 | <ol style="list-style-type: none"> 1 マイコプラズマの迅速検査のため、PCR検査に先立って増菌培養を行った場合にも、備考4の増点を適用する。 2 選択培地を使用し、コロニーの性状等から簡易的な菌種同定を行った場合は、備考3の増点を適用する。 3 増菌培養又は嫌気性培養を併せて行った場合は、分房数増加にかかわらず、増菌培養又は嫌気性培養1回の点数を適用する。 4 細菌の種類並びに薬剤の種類及び濃度の数にかかわらず、薬剤感受性検査の増点は1回の点数を適用する。 5 結果として菌が検出できず薬剤感受性検査が実施できなかった場合は、薬剤感受性検査の増点を適用しない。 6 ディスク法及び最小発育阻止濃度の測定を併せて行った場合は、備考7の増点を適用する。 7 同一分房に対し備考8及び備考9又は備考10を併せて適用することはできない。 |
| 26 寄生虫検査 | |
| 27 PCR検査 | |
| 28 穿刺検査 | |
| 29 生体組織学的検査 | 生体穿刺法に併せて内視鏡を用いた場合は、「内視鏡検査」を併せて適用する。 |
| 生 体 検 査 | |
| 30 直腸検査 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生体組織学的検査、内視鏡検査（腹腔内検査に限る。）、卵巣直接注射、子宮洗浄、子宮内薬剤挿入、開腹及び卵巣割去に伴って行われる直腸検査は、それぞれの種別に含まれているから「直腸検査」は適用しない。 2 1以外の場合において、1診療時に2回以上直腸検査を行った場合でも、1回の点数を適用する。 3 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）のみを行った場合は、給付の対象としない。 |
| 31 蹄病検査 | 蹄病検査のために神経ブロック麻酔を行った場合には、「皮下注射」を併せて適用する。 |
| 32 体腔内異物検査 | |
| 33 内視鏡検査 | 眼底検査を行った場合にも、この点数を適用する。 |
| 34 心電図検査 | |
| 35 超音波検査 | <ol style="list-style-type: none"> 1 1診療時に1回に限り、この点数を適用する。 2 プローブを直腸内に挿入し超音波検査を行った場合にも、この点数を適用する。 |
| 36 レントゲン検査 撮影 透視 | 造影剤を用いて撮影した場合でも、この点数を適用する。 |

| 家畜共済診療点数表 | |
|--|---|
| 番号 種 別 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
| <p>検 案</p> <p>37 検 案</p> <p>解剖した場合</p> <p>牛・馬</p> <p>種豚</p> <p>解剖しない場合</p> | <p>1 検案を行った場合は、「検案」及び「検案書」を適用する。</p> <p>2 農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。</p> <p>6か月未満の子牛について、解剖し検案を行った場合は、種豚を解剖し検案を行った場合の点数を適用する。</p> |
| <p>〔第5注射料〕</p> <p>38 皮下注射</p> <p>39 筋肉内注射</p> <p>40 静脈内注射</p> <p>41 点滴注射</p> <p>42 関節腔内注射</p> <p>43 脊髄腔内注射</p> <p>44 腰椎注射</p> <p>45 尾椎注射</p> <p>46 卵巢直接注射</p> | <p>1 1診療時に、同一種類の注射薬を2回以上に分割して行っても1回として計算する。</p> <p>2 自家血清又は多血小板血漿を注射した場合は、注射方法に従って「皮下注射」、「筋肉内注射」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。</p> <p>1 皮内注射を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>2 四肢の異常を診察するために神経ブロック麻酔を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>乳房基質内注射を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>気管内注射、体腔内注射、眼球結膜下注射を行った場合にも、この点数を適用する。</p> <p>点滴装置とは、点滴筒及びクランプにより流量調節が可能な装置をいい、輸液ポンプに限らない。</p> <p>自家血清又は多血小板血漿を用いて処置をした場合は、処置方法に従って「点眼」、「外傷治療」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。</p> |
| <p>〔第6処置料〕</p> <p>47 点 眼</p> <p>48 点 耳</p> <p>49 経口投与</p> | <p>同時に両眼の点眼を行っても1回の点数を適用する。</p> <p>1 投与の方法は、水剤投与、丸剤投与、舐剤投与の別は、問わない。</p> <p>2 調剤のための費用は、この点数に含まれる。</p> <p>3 1診療時に同一種類の内用薬を2回以上に分割して投与しても、1回の点数を適用する。</p> <p>4 胃洗浄に引き続き投与を行った場合には「胃洗浄」の点数を適用する。</p> |

| 家畜共済診療点数表 | | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|-----------|------------------------------|---|
| 番号 | 種別 | |
| | 胃カテーテルによらない投与 | 直腸内に医薬品を注挿入した場合にも、この点数を適用する。 |
| | 胃カテーテルによる投与 | <ol style="list-style-type: none"> 胃カテーテルによる胃内ガス除去のみを行った場合にも適用する。 経鼻胃管による投与を行った場合にも適用する。 |
| 50 | 洗 浄 | <ol style="list-style-type: none"> 洗浄のために使用した医薬品については、耳洗浄及び腹腔内洗浄を除き増点することはできない。処置、手術に伴う口腔洗浄は、それぞれの点数に含まれる。 |
| | 眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄・包皮洗浄及び臍帯洗浄 | <ol style="list-style-type: none"> 眼洗浄及び鼻腔洗浄は、両眼及び両鼻腔について行っても1回の点数を適用する。 子宮洗浄に伴う膣洗浄は「子宮洗浄」の点数に含まれる。 |
| | 耳洗浄 | 耳洗浄に先立ち鼓膜切開を行った場合は、併せて「切開手術 小（20センチメートルまで） 第1回」を適用し、使用した医薬品（洗浄のために使用した医薬品を含む。）については、増点することができない。 |
| | 腹腔内洗浄 | |
| | 乳房内洗浄 | |
| | 膀胱洗浄 | <ol style="list-style-type: none"> 膀胱洗浄に先だって行った導尿は、この点数に含まれる。 膀胱洗浄に引き続いて膀胱内に薬剤を注入した場合もこの点数を適用し、使用した医薬品については「膀胱内薬剤注入」の備考により薬価基準表に基づいて増点することができる。 |
| | 雌 | |
| | 雄 | |
| | 関節洗浄 | 関節洗浄に引き続いて関節腔内に薬剤を注射した場合もこの点数を適用し、使用した医薬品については「第5注射料」の備考により薬価基準表に基づいて増点することができる。 |
| 51 | 罨 法 | <ol style="list-style-type: none"> 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 罨法と同時に行う洗浄、塗布、塗擦等はこの点数に含まれる。 |
| 52 | 理学的治療 | |
| 53 | 塗布又は塗擦 | <ol style="list-style-type: none"> 塗布又は塗擦には通常水剤、泥膏、軟膏、硬膏を用いるものとする。 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 |
| | 水剤 | |
| | 膏剤 | |
| 54 | 散 布 | <ol style="list-style-type: none"> 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 使用した医薬品については、増点することはできない。 外寄生虫の駆除のための薬剤散布には適用しない。 |
| 55 | 気管内薬剤噴霧 | 鼻腔内薬剤噴霧を行った場合にも、この点数を適用する。 |

| 家畜共済診療点数表 | | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|-----------|-----------------------------|--|
| 番号 | 種別 | |
| 56 | 第一胃内容液投与 | 胃内金属異物除去器によって胃内の金属異物を摘出した場合にも、この点数を適用する。ただし、健康検査若しくは損害防止のために行った場合は適用しない。 |
| 57 | 胃洗浄 | 胃洗浄に引き続いて経口投与を行ったときは、胃洗浄の点数を適用する。この場合、使用した医薬品については、「経口投与」の備考により、薬価基準表に基づいて増点することができる。 |
| 58 | 洗腸 <small>かん</small> | <ol style="list-style-type: none"> 1 診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 2 直腸検査に先だてて行う洗腸は、「直腸検査」に含まれる。 |
| 59 | 導尿 | <ol style="list-style-type: none"> 1 診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 2 膀胱洗浄に先だてて行う導尿は、「膀胱洗浄」に含まれる。 |
| | 雌 | |
| | 雄 | |
| 60 | 膀胱内薬剤注入 <small>ぼうこう</small> | <ol style="list-style-type: none"> 1 導尿、膀胱洗浄を行わずに医薬品を膀胱内に注入した場合とする。 2 導尿及び膀胱洗浄を同時に行った場合は、「膀胱洗浄」の点数を適用する。 |
| | 雌 | |
| | 雄 | |
| 61 | 子宮洗浄 | <ol style="list-style-type: none"> 1 洗浄液としてリンゲル液等を用いても、その医薬品については、増点することはできない。 2 子宮洗浄に伴う膣洗浄は、この点数に含まれる。 3 治療判定のために行う子宮洗浄にも、この点数を適用する。 4 子宮洗浄後、子宮内に医薬品を注挿入した場合、使用した医薬品については、「子宮内薬剤挿入」の備考2を適用する。 |
| | 牛 | |
| | 馬 | |
| | 種豚 | |
| 62 | 子宮内薬剤挿入 | <ol style="list-style-type: none"> 1 子宮洗浄を行わずに医薬品を子宮内に注挿入した場合とする。 2 子宮洗浄の後、薬剤を注挿入した場合は、「子宮洗浄」の点数を適用する。 |
| 63 | 胎盤停滞処置 | <ol style="list-style-type: none"> 1 停滞予防のために使用したホルモン剤については、増点することはできない。 2 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 3 カテーテルにより悪露排液を行った場合にも、適用する。 |
| | 牛・種豚 | 胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、「子宮洗浄」を適用する。 |
| | 馬 | 子宮洗浄のために使用した洗浄液については、リンゲル液等の医薬品を用いても、増点することはできない。 |
| 64 | 乳房内薬剤注入 | <ol style="list-style-type: none"> 1 分房数による増点は行わない。 2 1診療時に2種以上の医薬品を注入し、又は1医薬品を2回以上に分注した場合においても1回の点数を適用する。 |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|--|--|
| 番号 種別 | |
| <p>65 外傷治療</p> <p>小（20センチメートルまで）</p> <p>第1回</p> <p>第2回以後</p> <p>大（20センチメートルを超えるもの）</p> <p>第1回</p> <p>第2回以後</p> | <p>1 局所に対する化膿防止剤、局所麻酔剤等の注射、洗浄、塗布、塗擦等は増点することはできない。</p> <p>2 外傷の大きさは創面の長径とする。</p> <p>3 化膿により全身症状を呈し、その治療のために行う注射は、増点することができる。</p> <p>4 乳頭損傷が皮膚に限局している場合は、この点数を適用する。</p> <p>5 ギプス包帯を用いた場合の増点は、石膏ギプス包帯又はプラスチックギプス包帯のいずれを用いても、この点数を適用する（以下同じ。）。</p> |
| <p>66 第四胃変位簡易整復</p> | <p>患畜を獣医師が回転させて治療した場合とし、1診療経過中1回に限り適用する。</p> |
| <p>67 蹄病処置</p> <p>第1回</p> <p>第2回以後</p> | <p>踏創の治療にも、この点数を適用する。</p> |
| <p>68 静脈内灌流</p> | |
| <p>69 その他の外科的処置</p> | <p>1 乱刺の場合、乱刺を行う局所の数による増点を行わない。</p> <p>2 乳頭腫（乳嘴腫）であって治療を要する場合、これを切除したときは、この点数を適用する。</p> <p>3 臍ヘルニア簡易固定を行った場合にも、この点数を適用する。</p> |
| <p>70 吊起</p> | |
| <p>71 鎮静術</p> | <p>1 鎮静術の全過程についての点数とする。</p> <p>2 麻酔術に先だて行う鎮静術は、「麻酔術」に含まれる。</p> |
| <p>72 麻酔術</p> | <p>麻酔術に先だて行う鎮静術を含む。</p> |
| <p>73 蘇生術</p> | |
| <p>【第7手術料】</p> <p>頭部手術</p> | <p>1 後治療には、切開手術及び蹄病手術を除き「その他の外科的処置」の点数を適用する。</p> <p>2 手術と同時に併発疾病に対する薬治、検査、注射及び処置は手術の点数には含まれない。</p> |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|--|---|
| 番号 種別 | |
| 74 円鋸術 | |
| 75 眼科手術 | <ol style="list-style-type: none"> 1 1眼についての点数とする。 2 同時に行う鞣法を含む。 |
| 76 整 歯 鑲整 牛・種豚 馬 短切 牛・種豚 馬 | <ol style="list-style-type: none"> 1 整歯によって生じた創傷に対する処置を含む。 2 整歯（鑲整及び短切）は6ヵ月に1回に限り適用する。 3 歯鉋によって短切した後、歯鑲を用いて鑲整したときは、「短切」の点数を適用する。 |
| 77 抜 歯 牛・種豚 馬 齧歯、乳臼歯 裂歯、永久臼歯 | <p>抜歯によって生じた創傷に対する処置を含む。</p> |
| 78 鼻鏡断裂手術 | |
| 頸 部 手 術 | |
| 79 食道異物除去 | <ol style="list-style-type: none"> 1 異物の摘出、推送又は細控のいずれで行った場合でも、この点数を適用する。 2 切開手術を行って異物を摘出した場合は、「食道切開」を適用する。 3 同時に行うカテーテルによる胃内ガス除去を含む。 |
| 80 食道切開 | |
| 81 齧癖矯正術 | |
| 胸 腹 部 手 術 | |
| 82 穿 胸 | |
| 83 開 胸 牛・馬 種豚 | |
| 84 穿 胃 | <p>腹水除去にも、この点数を適用する。</p> |
| 85 第四胃変位簡易整復手術 | |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|---|---|
| 番号 種別 | |
| 86 臍手術 | |
| 87 ヘルニア整復 | |
| 88 穿腸 | 発酵防止剤の投与については、増点することができない。 |
| 89 開腹 牛・馬 帝王切開 腸管手術 第一胃切開 第三胃、第四胃切開 第四胃変位整復手術 その他の開腹 種豚 (帝王切開) | 帝王切開は胎子の生死にかかわらず、この点数を適用する。 開腹により直腸腔瘻整復手術を行った場合にも、この点数を適用する。 同時に行う第三胃及び第四胃の食滞の温湯噴流による治療処置を含む。 牛又は馬の病的卵巣を摘出した場合にも、備考1を適用する。 |
| 90 直腸脱整復 縫合法 観血法 牛・馬 種豚 | 1 直腸脱整復の全過程についての点数とする。ただし、整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、この限りでない。 2 子牛の肛門形成術を行った場合には、観血法の点数を適用する。 |
| 91 子宮捻転整復 胎子の回転法 母体の回転法 | 1 胎子の娩出ができない場合であって、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合にも適用する。 2 子宮捻転の方向及び捻転の度合いは問わない。 3 胎子が死亡している場合の子宮捻転整復及び死亡胎子の娩出を含む。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 |
| 92 子宮脱整復 | 1 子宮脱整復の全過程についての点数とする。ただし、整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、この限りでない。 2 洗浄、消毒及び収斂のために使用する医薬品を含む。 |
| 93 膣脱整復 | |

| 家畜共済診療点数表 | |
|--|--|
| 番号 種別 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
| 94 膣脱 ^{ちつ} 整復手術 縫合法 観血法 | <p>ボタン法、観血法等による膣壁固定手術以外の方法によって膣脱整復を行った場合は、「膣脱整復」を適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直腸^{ちつろう}膣^{ちつろう}瘻^{ちつろう}整復手術にも、この点数を適用する。 2 開腹により直腸^{ちつろう}膣^{ちつろう}瘻^{ちつろう}整復手術を行った場合には、「開腹 牛・馬 腸管手術」を適用する。 |
| 95 乳頭 ^{さく} 狭窄手術 | |
| 96 乳頭手術 | <ol style="list-style-type: none"> 1 手術が乳頭の部分に限られる場合とする。 2 乳頭の損傷が皮膚に限局している場合の手術は、「外傷治療」を適用する。 |
| 97 膀胱 ^{ぼうこうせん} 穿刺 | |
| 98 膀胱 ^{ぼうこう} 手術 | <p>雌牛膀胱^{ぼうこう}腫瘍^{ぼうこう}診断治療器により、膀胱^{ぼうこう}内腫瘍^{ぼうこう}の焼烙^{らく}手術を行った場合にも、この点数を適用する。</p> |
| 99 尿道切開手術 | |
| 四 肢 手 術 | |
| 100 骨折整復 観血整復術 非観血整復術 創外固定術 | <ol style="list-style-type: none"> 1 骨折部位の固定のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。 2 骨折にともなう外傷の治療処置を含む。 複数ヶ所の整復を行う場合、それぞれにこの点数を適用する。 3 <ol style="list-style-type: none"> 1 トーマススプリントを用いた場合の増点は、それぞれ1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。 2 馬の関節鏡手術を行った場合にも、この点数を適用する。 3 ギプス包帯を用いた場合に、第2診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度、ギプス包帯を用いた場合の点数を適用することができる。 <p>第2診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度この点数を適用することができる。</p> |
| 101 脱臼整復 | <p>脱臼整復のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。</p> |
| 102 ナックル整復 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき2回に限るものとする。 2 ギプスの除去は、1診療経過中1肢につき2回に限り適用する。 |
| 103 蹄 ^{てい} 病 ^{てい} 手術 | <ol style="list-style-type: none"> 1 蹄^{てい}病^{てい}手術以外の蹄^{てい}病^{てい}に対する処置及び蹄^{てい}病^{てい}手術の後治療には、「蹄^{てい}病^{てい}処置」を適用する。 2 蹄^{てい}底^{てい}ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。 3 ギプスの除去は、1診療経過中1肢につき1回に限り適用する。 |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|--|--|
| 番号 種別 | |
| <p style="text-align: center;">その他の手術</p> <p>104 切開手術</p> <p style="padding-left: 40px;">小（20センチメートルまで）</p> <p style="padding-left: 80px;">第1回</p> <p style="padding-left: 80px;">第2回以後</p> <p style="padding-left: 40px;">大（20センチメートルを超えるもの）</p> <p style="padding-left: 80px;">第1回</p> <p style="padding-left: 80px;">第2回以後</p> <p>105 摘出手術</p> <p>106 難産介助</p> | <p>1 使用した医薬品については、増点することはできない。</p> <p>2 大きさは、患部の直径とする。</p> <p>3 気管切開又は尿道を切開せず尿道内の結石を破砕した場合、この点数を適用する。</p> <p>1 去勢（潜在精巣の摘出を含む。）は、病傷事故に該当しないから適用しない。</p> <p>2 同時に左右の睾丸を摘出した場合も、1回の点数を適用する。</p> <p>1 難産とは、自然分娩が困難な場合とする。</p> <p>2 難産の場合において、胎子（死亡胎子を含む。）を引き出した場合又は胎子の失位を整復して娩出させた場合に限り適用する。ただし、胎子の引き出し又は娩出ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。</p> <p>3 正常分娩及び子宮捻転を整復した場合における分娩監視、介助は病傷事故に該当しないから、適用の対象とはならない。</p> <p>4 同時に行う産道の損傷（損傷が腹腔に達するものは除く。）に対する処置を含む。</p> <p>5 用手法によりミイラ変性胎子、気腫胎又は胎子浸漬を摘出した場合にも、この点数を適用し、同時に子宮洗浄を行った場合には、「子宮洗浄」の点数を適用する。</p> |
| <p style="text-align: center;">牛・馬 種豚</p> | |
| <p>107 焼烙</p> | <p>1 点状焼烙、線状焼烙、穿刺焼烙のうち2種以上行った場合にも、1回の点数を適用する。</p> <p>2 焼烙の部位、箇所数又は焼烙面の大小のいかんにかかわらず1回の点数を適用する。</p> <p>3 処置及び手術の一部として行う焼烙は、それぞれの中に含まれるから、「焼烙」を適用しない。</p> |
| <p>【第8管理料】</p> <p>108 遠隔診療管理</p> | <p>1 同一共済掛金期間内に「遠隔診」を適用した組合員等に限り、1共済掛金期間当たり1回に限り適用する。</p> <p>2 遠隔で出納管理を行った場合には適用しない。</p> |

| 家畜共済診療点数表 | 家畜共済診療点数表適用細則 |
|------------------------------|---|
| 番号 種 別 | |
| 109 感染症管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1 組合等が適当と認めた獣医師であり、当該組合員が飼養する家畜の当該感染症に係る病傷事故の診療実績を有する診療施設の獣医師による指導に限りこの点数を適用する。 2 1 共済掛金期間当たり 1 回に限り適用する。 3 感染症の診療経過中に限り適用する。 |
| 110 ハイリスク分娩管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第 6 処置料及び第 7 手術料の各種別と併せて適用することはできない。 2 1 組合員等当たり月に 2 回に限り適用する。 |
| 111 入 院 牛・馬 種豚 | |